

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部
を改正する規則の制定について

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和46年川崎市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

学校教育部	指導課	指導事務係
	支援教育課	支援教育係
	健康教育課	

」

を

「

学校教育部	指導課	指導事務係
	支援教育課	
	健康教育課	

」

に改める。

第4条の表生涯学習部の部地域教育推進課の項第3号中「特別開放施設」を「川崎市子ども会議」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

制 定 理 由

組織改正に伴い、所要の整備を行うこと等のため、この規則を制定するものである。

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前																																																												
<p>○川崎市教育委員会事務局事務分掌規則 昭和46年10月14日教委規則第19号</p> <p>(第1条～第2条 略)</p> <p>(内部組織)</p> <p>第3条 事務局の内部組織は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">総務部</td> <td style="width: 25%;">庶務課</td> <td rowspan="2" style="width: 60%;">庶務係 経理係</td> </tr> <tr> <td>学事課</td> </tr> <tr> <td colspan="3">教育政策室</td> </tr> <tr> <td colspan="3">教育環境整備推進室</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">職員部</td> <td>教職員企画課</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>教職員人事課</td> </tr> <tr> <td>給与厚生課</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">学校教育部</td> <td>指導課</td> <td>指導事務係</td> </tr> <tr> <td>支援教育課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康教育課</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">健康給食推進室</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">生涯学習部</td> <td>生涯学習推進課</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>地域教育推進課</td> </tr> <tr> <td>文化財課</td> </tr> </table> <p>(事務分掌)</p> <p>第4条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。</p>	総務部	庶務課	庶務係 経理係	学事課	教育政策室			教育環境整備推進室			職員部	教職員企画課		教職員人事課	給与厚生課	学校教育部	指導課	指導事務係	支援教育課		健康教育課		健康給食推進室			生涯学習部	生涯学習推進課		地域教育推進課	文化財課	<p>○川崎市教育委員会事務局事務分掌規則 昭和46年10月14日教委規則第19号</p> <p>(第1条～第2条 略)</p> <p>(内部組織)</p> <p>第3条 事務局の内部組織は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">総務部</td> <td style="width: 25%;">庶務課</td> <td rowspan="2" style="width: 60%;">庶務係 経理係</td> </tr> <tr> <td>学事課</td> </tr> <tr> <td colspan="3">教育政策室</td> </tr> <tr> <td colspan="3">教育環境整備推進室</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">職員部</td> <td>教職員企画課</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>教職員人事課</td> </tr> <tr> <td>給与厚生課</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">学校教育部</td> <td>指導課</td> <td>指導事務係</td> </tr> <tr> <td>支援教育課</td> <td style="color: red;">支援教育係</td> </tr> <tr> <td>健康教育課</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">健康給食推進室</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">生涯学習部</td> <td>生涯学習推進課</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>地域教育推進課</td> </tr> <tr> <td>文化財課</td> </tr> </table> <p>(事務分掌)</p> <p>第4条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。</p>	総務部	庶務課	庶務係 経理係	学事課	教育政策室			教育環境整備推進室			職員部	教職員企画課		教職員人事課	給与厚生課	学校教育部	指導課	指導事務係	支援教育課	支援教育係	健康教育課		健康給食推進室			生涯学習部	生涯学習推進課		地域教育推進課	文化財課
総務部		庶務課		庶務係 経理係																																																									
	学事課																																																												
教育政策室																																																													
教育環境整備推進室																																																													
職員部	教職員企画課																																																												
	教職員人事課																																																												
	給与厚生課																																																												
学校教育部	指導課	指導事務係																																																											
	支援教育課																																																												
	健康教育課																																																												
健康給食推進室																																																													
生涯学習部	生涯学習推進課																																																												
	地域教育推進課																																																												
	文化財課																																																												
総務部	庶務課	庶務係 経理係																																																											
	学事課																																																												
教育政策室																																																													
教育環境整備推進室																																																													
職員部	教職員企画課																																																												
	教職員人事課																																																												
	給与厚生課																																																												
学校教育部	指導課	指導事務係																																																											
	支援教育課	支援教育係																																																											
	健康教育課																																																												
健康給食推進室																																																													
生涯学習部	生涯学習推進課																																																												
	地域教育推進課																																																												
	文化財課																																																												

改正後	改正前
<p>(中略)</p> <p>生涯学習部</p> <p>生涯学習推進課</p> <p>(略)</p> <p>地域教育推進課</p> <p>(1) 地域の教育力の向上に関する事。</p> <p>(2) 学校施設の有効活用に関する事。</p> <p>(3) <u>川崎市子ども会議</u>に関する事。</p> <p>文化財課</p> <p>(略)</p> <p>(以下 略)</p>	<p>(中略)</p> <p>生涯学習部</p> <p>生涯学習推進課</p> <p>(略)</p> <p>地域教育推進課</p> <p>(1) 地域の教育力の向上に関する事。</p> <p>(2) 学校施設の有効活用に関する事。</p> <p>(3) <u>特別開放施設</u>に関する事。</p> <p>文化財課</p> <p>(略)</p> <p>(以下 略)</p>